

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事 映像記録業務
発 注 課	建）土木部道路課
選 定 事 業 者	株式会社 エイチ・ビー・シー・フレックス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>このような業務は、特別な取り決めがなされない限り、発注者側の費用負担による委託であっても、映像の著作権が撮影者側に発生することになるため、撮影から編集、映像記録作成までを一つの業務で行うものとされているが、当該事業は複数年にわたるものであり、一業務で行うことが困難である。</p> <p>また、映像を撮影した業者と、編集及びビデオ作成する業者が異なると、編集・映像記録作成業者は過年度に撮影した映像記録を借用するために撮影業者に許諾を求めなければならず、さらには、映像借用料の支払いやその使用時間も制限を受けることになる。</p> <p>したがって、撮影から編集までの業務を一業者で行わせることにより、発注者側の意図する映像記録を円滑に作成することができることから、過年度に施工状況の撮影業務を受注し、撮影した映像記録を保有している上記業者に特命することといたしたい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成29年6月27日